

技術と社会2

企業の社会的責任／技術者倫理／研究倫理

山口大学 大学院 技術経営研究科 2019年4月6日

企業の社会的責任

企業経営を考える

- ▶ 企業経営を倫理面から考えるキーワード
 - ▶ 企業理念(経営理念)
 - ▶ 企業の社会的責任(CSR)と社会的投資(SCR)
 - ▶ 企業統治(コーポレート・ガバナンス)
 - ▶ 法令順守(コンプライアンス)

- ▶ 企業理念を明示しない企業：
 - ▶ 任天堂「社是, 社訓は社員の発想を縛る」
- ▶ なぜ, 社会的責任・企業統治・法令順守が注目されるのか？
 - ▶ 日本企業にはその意識が薄かったのか？



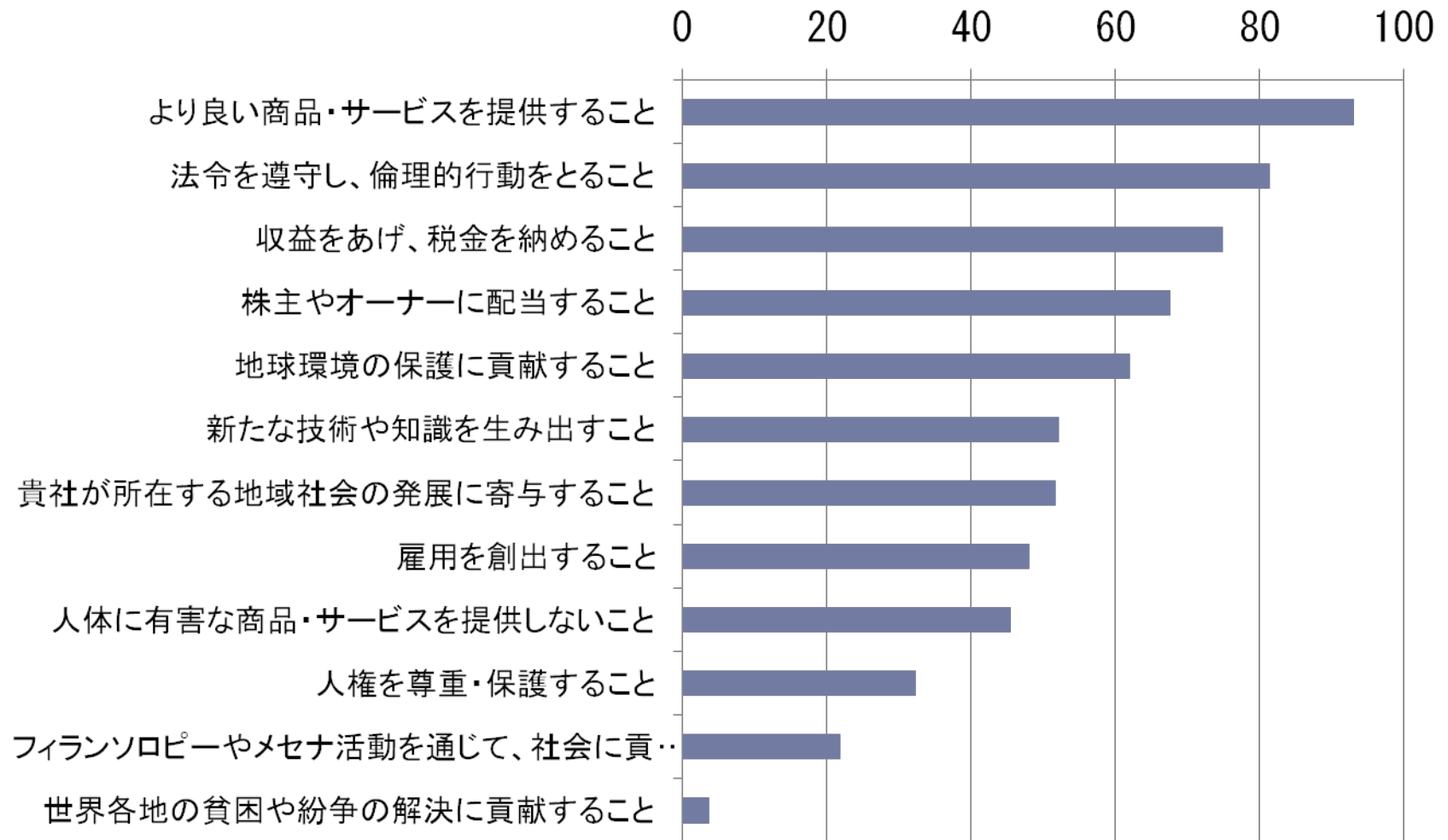
企業の社会的責任：CSR

- ▶ 「企業の社会的責任」という用語自体は1974年から使われている
- ▶ 当時の「企業の社会的責任」の内容
 1. 社会に迷惑をかけないこと
 2. 企業の本来の機能を全うすること
 3. 社会的な諸問題の解決に参加、協力するなど、広く社会環境の改善、向上に積極的に貢献すること
- ▶ 上述の1は狭義の社会責任
 - ▶ 現在では企業倫理、法令遵守(コンプライアンス)にあたる
- ▶ 3は社会貢献(メセナ、フィランソロピー)にあたる

参考：梅田徹『企業倫理をどう問うか』



日本企業の考える「CSRに含まれる内容」



企業の社会的責任とは？ ある意見

- ▶ Milton Friedman (1912年7月～2006年11月)
 - ▶ 1976年度ノーベル経済学賞受賞
 - ▶ マネタリスト(貨幣供給量の変動が、短期における実質経済成長、および長期におけるインフレに対して、決定的に重要な影響を与える)
- ▶ ビジネスの社会的責任は利益を増大すること(1970年)
 - ▶ 法律と倫理的な慣習の中に具体化される社会の基本ルールを守りながら、できる限り利益を上げること
 - ▶ 個人の社会的責任とビジネスの社会的責任は異なる
 - ▶ 「社会的責任」という教義は、自由主義社会においては「社会を基礎から覆す破壊的な教義」である
 - ▶ ビジネスの唯一の社会的責任は、ゲームのルールに反しないで、利益を増加させることを計画した活動すること



企業の社会的責任とは？ 別の意見

- ▶ 小林陽太郎 (1933年4月～)
 - ▶ 経済同友会終身幹事(元代表幹事), 富士ゼロックス元取締役会長
- ▶ 「アメリカの管理者へのメッセージ」(1989年, 外交フォーラム)
 - ▶ 企業の哲学には2つの考え方がある。それは, 終局の目的は利益とする考え方と, 利益はもっと広い目的のための単なる手段に過ぎないとする考え方である
 - ▶ 株主のために利益を出すことだけに焦点を合わせた企業が「永続的な事業」としてやっていけるのかどうか, また, 社会に貢献し, 社会的に価値のあるビジネスの創立を促進していけるのか, 疑問がある



企業の社会的責任とは？ 別の意見(続)

- ▶ 小林陽太郎 (1933年4月～)
- ▶ 「アメリカの管理者へのメッセージ」(1989年, 外交フォーラム)
 - ▶ 会社の業績は, 結局のところ人的資源の質と才能に依存し, 従業員が短期・長期の目標に向かって協力し合って努力する道を, 経営者が開けるか否かに依存している
 - ▶ アメリカの管理者に必要なことは, 「企業は誰のためにあるか」をもう一度自らに問いただすとともに, 従業員と顧客にもっと関心を払うことである



「企業の社会的責任」をいま検討する理由

- ▶ **社会と企業が相互に与える影響度の拡大**
 - ▶ グローバル化の中で企業の活動領域が広がり、一企業が社会との間で与え、与えられる影響も格段に大きくなった。
- ▶ **社会が企業を見る視線の変化**
 - ▶ IT化により多くの情報と専門知識の獲得を背景としてNPOなどの市民組織が興隆し、企業を見る目が厳しくなってきた。
- ▶ **行き過ぎた「株主資本主義」の是正**
 - ▶ いわゆる「米国型経営」の過度の行き過ぎに対し、バランスをとり直す必要が生じた。
- ▶ **個人の価値観の変化**
 - ▶ 個人の価値観が、新しい働き方やライフスタイルを求めて大きく変化してきた。

経済同友会『第15回企業白書』(2003)



企業が直面する倫理的問題

- ▶ 企業は短期的には損失を被るとしても、長期的な視野に立って道徳的に行動すべきか
 - ▶ 法に抵触しなければ商慣行を破ってもよい？社員が業務以外の領域でも道徳的にふるまうことを強制すべき？
- ▶ 「公正」と「秩序・成長」のいずれを優先すべきか
 - ▶ 倒産危機の銀行を政府が救うべきか？同一労働同一賃金の原則は守られるべきか？最低賃金は引き上げるべきか？
- ▶ 金儲け第一主義であるべきか、社会倫理を担う一員であるべきか
 - ▶ 社会的弱者の雇用に積極的であるべきか？非正規雇用を増やすべきか？



正解は無く，一貫した立場の形成あるのみ

- ▶ 倫理的問題に関しては正解がない
 - ▶ アドホック(場当たりの)な，常に揺らぐ判断ではなく，一貫した立場を形成すべき
- ▶ ただし，世間一般の常識から乖離しないこと
 - ▶ 乖離がある場合には修正をする



伝統的な企業倫理と現代の企業倫理

倫理と道徳、倫理と法律

▶ 倫理 (Ethic) と道徳 (Moral)

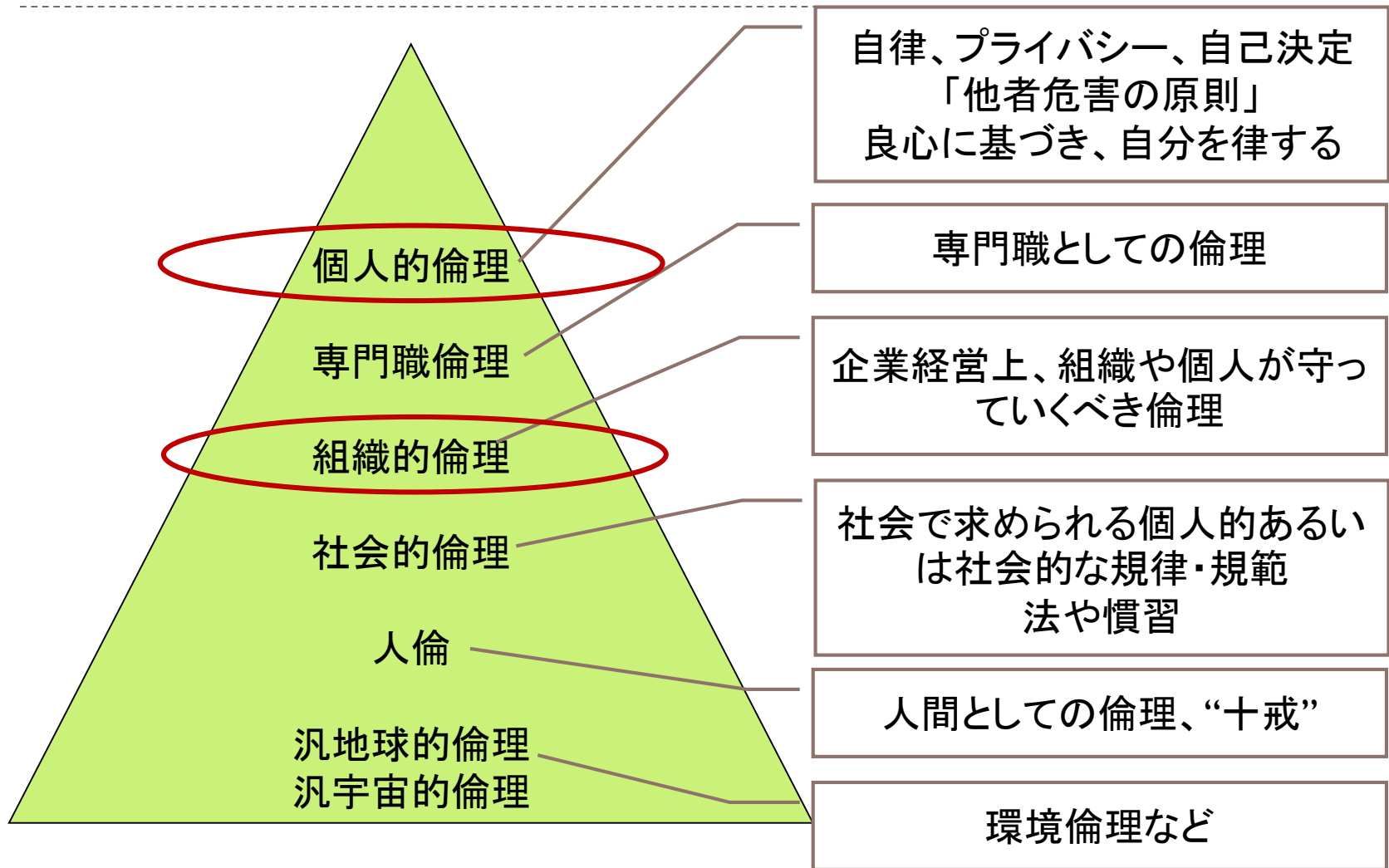
- ▶ Ethic: System of moral principles, rule of conduct
 - ▶ Ethics: science of morals
- ▶ Morals: principles of right and wrong
- ▶ 道徳とは善悪についての原理であり、それを体系化したのが倫理である(文献1にもとづく)

▶ 倫理と法律

- ▶ 倫理は倫理規程(Code of Ethics)や規範によって、法律(Law)は法典(Code of Status)によって明文化・体系化される(文献2)
- ▶ 倫理の方が法律よりも範囲が広い
- ▶ 倫理は必ずしも法律の裏付けを持たない



倫理の階層性



倫理と規範

- ▶ 伝統的な倫理規範
 - ▶ 黄金律
 - ▶ 宗教から生まれた倫理規範
 - ▶ 孟子の教え(四端・四徳・五輪)
 - ▶ 儒教の基本となる倫理規範
- ▶ 江戸の倫理規範
- ▶ 現代の倫理規範



黄金律

宗教	倫理規範
キリスト教	あなたたちが人にしてもらいたいと思うことを、人にもしてやりなさい
ヒンズー教	人が他人からしてもらいたくないと思ういかなることも他人にしてはいけない。他人に苦痛を与えると知れ
儒教	自分が嫌だと思うことは人にもするな
仏教	君を苦しめる他人を憎むな
ユダヤ教	自ら憎むことを他人にしてはいけない
イスラム教	自らのために欲する如く、その兄弟のために欲さねば真の信仰者ではない

日本技術士会『科学技術者の倫理』を一部改編



孟子の教え

- ▶ 孟子は性善説を採る
- ▶ 四端の心（もともと人間が備える心）
 - ▶ 惻隱の心＝かわいそうだと思う心
 - ▶ 羞惡の心＝悪いことを恥じ憎む心
 - ▶ 辞讓の心＝譲り合う心
 - ▶ 是非の心＝善悪を判断する心
- ▶ 四徳（四端を磨くことで身に付く）
 - ▶ 仁：まごころと思いやり
 - ▶ 義：物事に正しく対応すること
 - ▶ 礼：決まり事を守ること
 - ▶ 智：善悪を分別すること



孟子の教え(続)

- ▶ 五輪(滕文公上) 日本の伝統的な倫理規範のベース
 - ▶ 父子有親: 親と子は互いに親しむこと
 - ▶ 君臣有義: 上司と部下は互いに義を守り不実な行動をとってはいけない
 - ▶ 夫婦有別: 夫婦は馴れ馴れしく見苦しい行動をとってはいけない
 - ▶ 長幼有序: 年少者は控えめに行動し, 年長者を敬わなくてはならない
 - ▶ 朋友有信: 友達の間では裏切りをしてはいけない



江戸時代の倫理規範

- ▶ 石田梅岩(1685～1744)『都鄙問答』
- ▶ 江戸時代・京都の思想家,
 - ▶ 商人の倫理を確立
 - ▶ 商人の売利は士の禄に同じ。売利なくば、士禄なくして事(つか)うるが如し
 - ▶ 実の商人は、先も立、我も立つことを思うなり(本当の商人は、相手に利益を与え、自分も利益を得るようなことを考えるものである)
 - ▶ 売利に関する心構え
 - 品物の品質に対して正直であること
 - 値段のつけ方に対して正直であること
 - 買い手の身になって売ること



江戸時代の倫理規範(続)

- ▶ 近江商人の「三方よし」
 - ▶ 売り手よし, 買い手よし, 世間よし
 - ▶ 中村治兵衛宗岸の遺言
 - ▶ 売り手と買い手が満足し, 社会貢献もできること
- ▶ 西川産業(ふとんの西川, 1566年創業)
 - ▶ 「三方よし」の継承
 - ▶ 誠実, 親切, 共栄



現在の倫理規範

- ▶ 日本経団連「企業行動憲章」
 - ▶ 1991年制定後4回改訂され、最新版は2010年版
 - ▶ 10原則と実行の手引きで構成
- ▶ 全国銀行協会連合会の倫理憲章(1997年)
- ▶ 国家公務員倫理法(2000年)
- ▶ 公益通報者保護法(2006年)



企業行動憲章

- ▶ 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する
 - ▶ 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ
 - ▶ 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する
 - ▶ 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する
 - ▶ 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する
 - ▶ 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う
 - ▶ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する
-



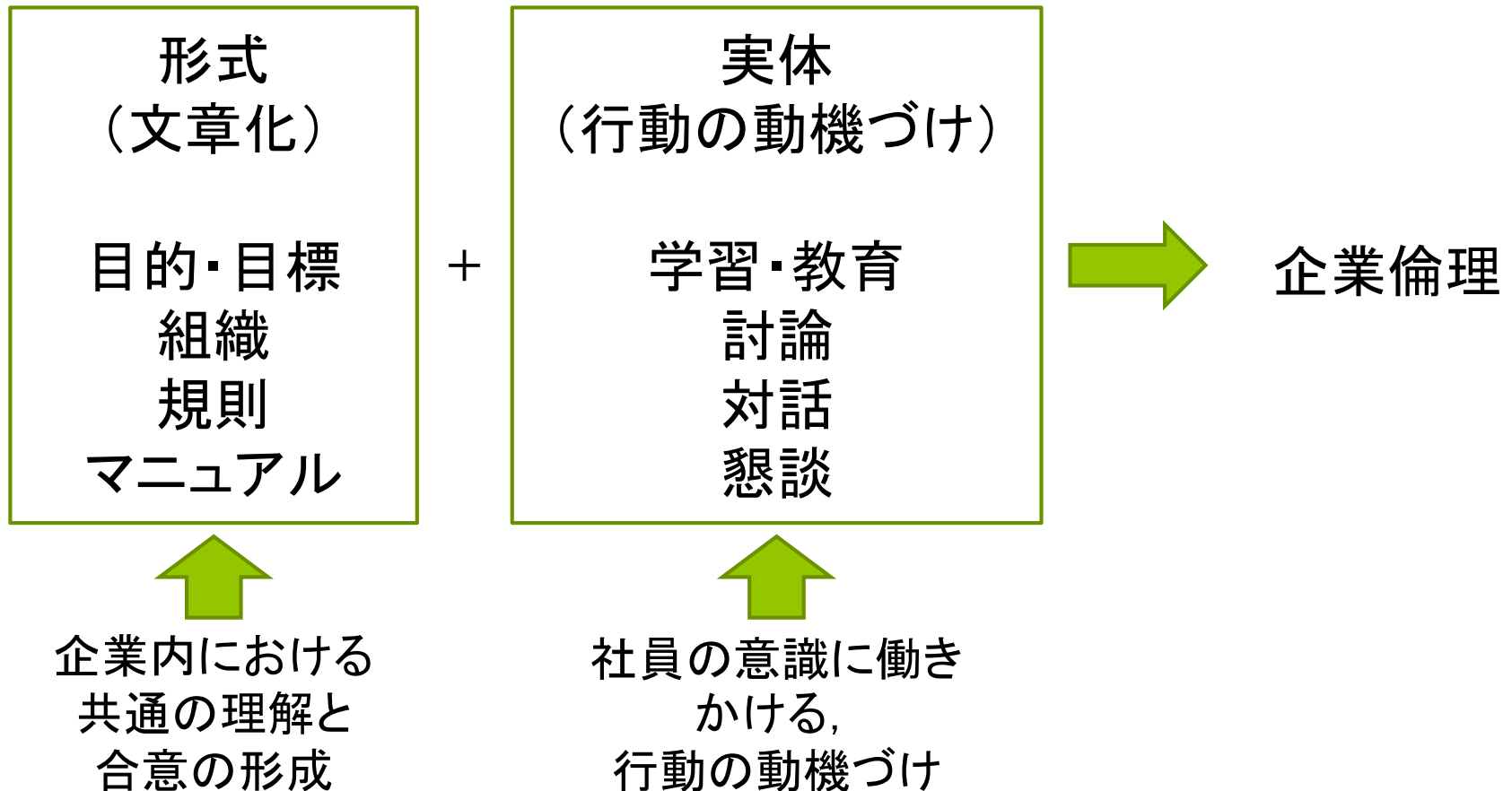
企業行動憲章(続)

- ▶ 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する
 - ▶ 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する
 - ▶ 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う
-



個々の企業における行動指針

- ▶ 行動指針は企業が社会に対して示す公約



行動規範の例(日立製作所)

▶ 第1章 誠実で公正な事業活動

- ▶ 高品質で安全性の高い製品・サービスの提供, 営業活動, 調達活動, 日立ブランドの尊重, 技術者倫理の遵守

▶ 第2章 環境の保全

▶ 第3章 社会との関係

- ▶ 企業情報の開示, 地域社会への貢献, 政治・行政との関係, 反社会的取引の防止, 贈物・接待などについて, 各国・各地域の文化・慣習の尊重と法令遵守

▶ 第4章 人権の尊重

▶ 第5章 経営基盤

▶ 第6章 行動規範の遵守の仕組み

▶ 第7章 経営トップの責任



法と倫理

- ▶ 既に述べたように,
 - ▶ 倫理の方が法律よりも範囲が広い
 - ▶ 倫理は必ずしも法律の裏付けを持たない

- ▶ 具体例
 - ▶ オンラインカジノは違法か適法か, 倫理的には○か×か
 - ▶ 休み時間中に公務員がパソコンにインストールされているゲームをしていたら, これは違法か適法か, 倫理的には○か×か



技術者倫理

技術者倫理とは

- ▶ 専門家としての技術者が負う社会的責任のこと
- ▶ 専門家には、技術者のほか、医師、看護師、教師、弁護士、公認会計士、・・・というように”師”業や”士”業の人々が含まれる
- ▶ 後に出てくる研究者も専門家の一つ



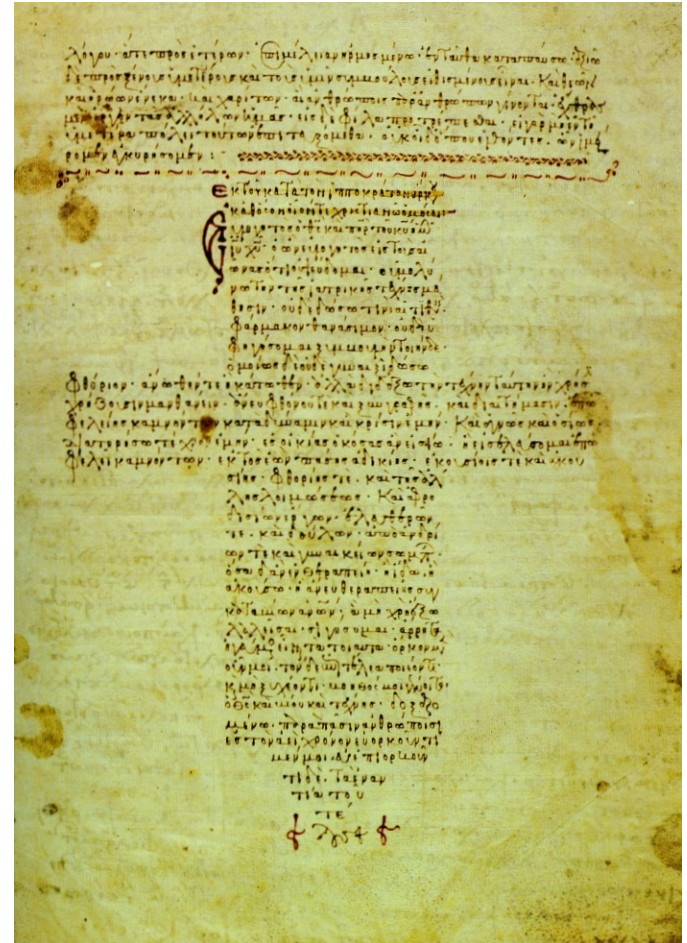
専門職とは

- ▶ 技術的な優秀さ: 高度な知識、技術
- ▶ 汎用性: 広く(社内外、国際的に)通用する
- ▶ 完結性: プロジェクトを始めから終わりまで完遂できる
- ▶ 倫理観と使命感
- ▶ 自己規制と自由
- ▶ 自己規制の代わりに「本来は」以下のような自由を持つ
 - ▶ 雇用者・依頼者を選ぶ自由
 - ▶ 専門的な職業上の基準以外では干渉を受けずに行動する自由
 - ▶ 専門分野に関しては排他的に行動する自由



【参考】 技術分野以外の専門職倫理：医学

- ヒポクラテスの誓い(The Hippocratic Oath)
 - 医師の倫理・任務などについての、ギリシア神への宣誓文
 - 現代の医療倫理の根幹を成す患者の生命・健康保護の思想、患者のプライバシー保護のほか、専門家としての尊厳の保持、徒弟制度の維持や職能の閉鎖性維持なども謳われている



十字の形で記された12世紀東ローマ帝国の写本(出典: Wikipedia)

ヒポクラテスの誓い2

- ▶ 自身の能力と判断に従って、患者に利すると思う治療法を選択し、害と知る治療法を決して選択しない。
- ▶ 依頼されても人を殺す薬を与えない。
- ▶ 同様に婦人を流産させる道具を与えない。
- ▶ 生涯を純粹と神聖を貫き、医術を行う。
- ▶ 膀胱結石に截石術を施行はせず、それを生業とする者に委せる。



ヒポクラテスの誓い3

- ▶ どんな家を訪れる時もその自由人と奴隷の相違を問わず、不正を犯すことなく、医術を行う。
- ▶ 医に関するか否かに関わらず、他人の生活についての秘密を遵守する。
- ▶ この誓いを守り続ける限り、私は人生と医術とを享受し、全ての人から尊敬されるであろう！
- ▶ しかし、万が一、この誓いを破る時、私はその反対の運命を賜るだろう。



【参考】技術分野以外の専門職倫理：会計

▶ 日本公認会計士協会倫理規則

- ▶ 「公認会計士は、自らの使命と行動基準の重要性を自覚し、その専門分野に関する普段の研鑽に励み、深い教養の涵養と高い品性の陶冶に務め、正当な注意と適切な判断によって業務を行い、また、監査及びその他の保証業務を行うに当たっては、常に独立不羈の立場を堅持し、確固たる社会的信頼が得られるように行動しなければならない」

▶ 第2条に記された基本原則

- ▶ 誠実性、公正性、専門能力、正当な注意（公認会計士としての基準の順守と限界の説明）、守秘義務、職業的専門家としての行動（公認会計士の信用を損なわない）



技術者倫理の歴史（19世紀後半～WWII）

- ▶ 技術者倫理の直接的なルーツは19世紀後半のアメリカ
- ▶ アメリカの技術者の動機
 - ▶ 自らの「専門職」としての責任を明示する必要性
 - ▶ 「専門職」としての立場(地位)を確保するため
- ▶ 技術者の責任＝雇用主に対する責任
 - ▶ 従順(obedience)、忠誠(loyalty)、信頼性(reliability)、専門能力(competence in job performance)
- ▶ American Institute of Electrical Engineering (AIEE, 1922)の倫理綱領
 - ▶ 技術者の第1の義務として、依頼主・雇用主の利益保護を明記

※文献1による



技術者倫理の歴史（WWII～）

- ▶ 第二次世界大戦後、「公衆に対する責任」という観点加わる
 - ▶ The Engineer's Council for Professional Development (ECPD, 1947)の倫理綱領
 - ▶ 公衆の安全・健康・福利に対する責任を明示
 - ▶ 1974年、ECPD倫理綱領改定
 - ▶ 公衆の安全・健康・福利を最優先することを明示
 - ▶ 1977年、ECPD倫理綱領再改定
 - ▶ 人類の福利を最優先することを明示
- ▶ 1970年代後半から環境への配慮加わる
 - ▶ American Society of Civil Engineers (ASCE, 1977), IEEE (1990)、環境への配慮を倫理綱領に含める
 - ▶ 1996年、ASCE倫理綱領に「持続可能な開発」加わる

※文献1による

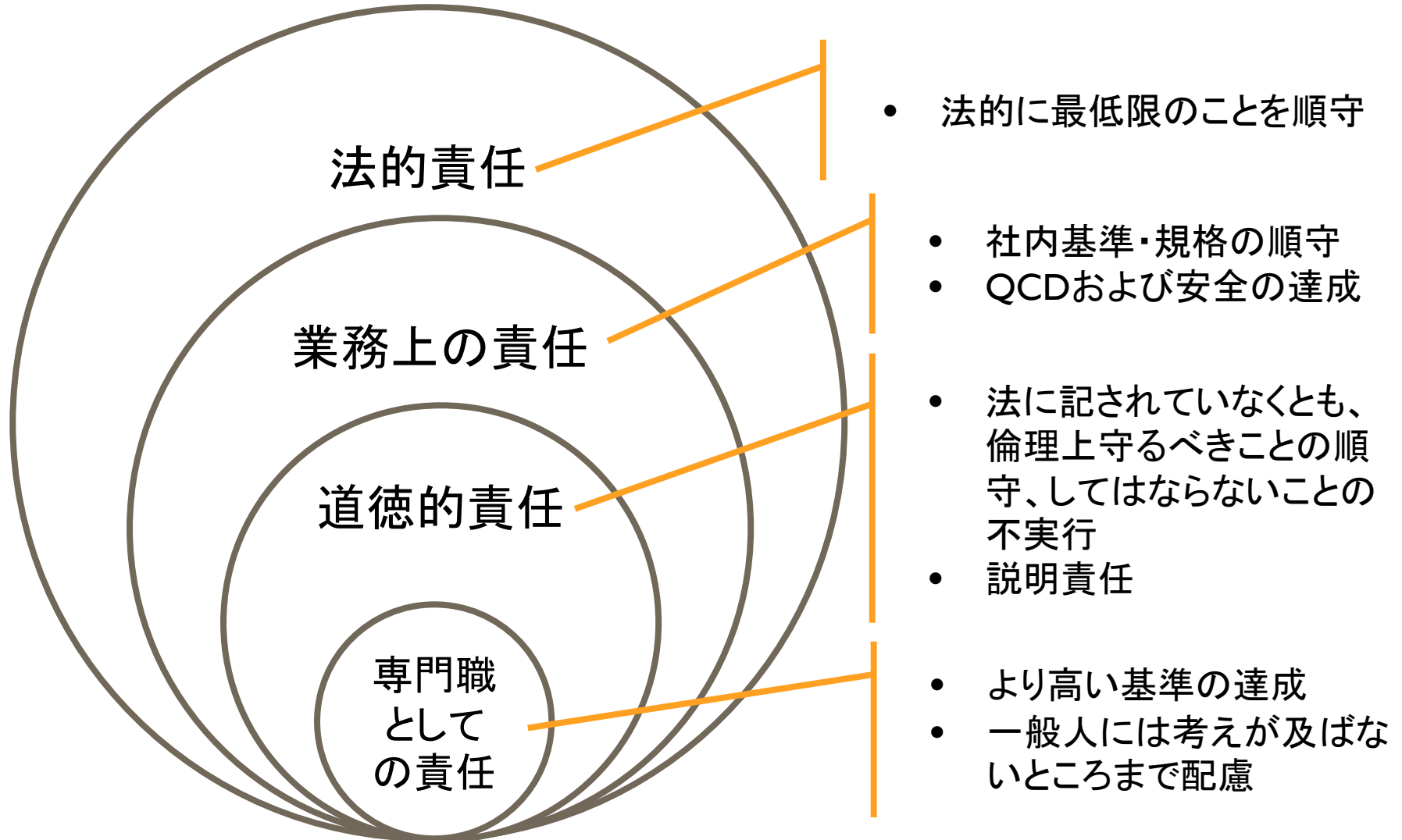


技術者倫理の趨勢

- ▶ 「閉じた世界(雇用主—技術者)」の倫理から「開いた世界(公衆—技術者)」の倫理へ
- ▶ アメリカの倫理綱領において尊重すべき6つの価値:
 - ▶ 公衆の安全
 - ▶ 専門能力
 - ▶ 誠実さと客観性
 - ▶ 利害相反の回避
 - ▶ 守秘義務
 - ▶ 公平かつ実績に基づいた決定
- ▶ 米国ではNSPE倫理規定という倫理規定が技術者の中で共有されている
 - ▶ NSPE(National Society of Professional Engineering:全米プロフェッショナルエンジニア協会)が定めた倫理規程(Code of Ethics for Engineers)



技術者の責任

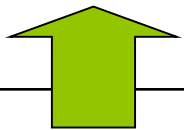
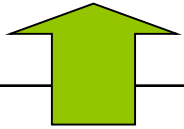
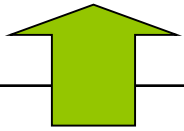


- 法的に最低限のことを順守
 - 社内基準・規格の順守
 - QCDおよび安全の達成
 - 法に記されていないくとも、倫理上守るべきことの順守、してはならないことの不実行
 - 説明責任
 - より高い基準の達成
 - 一般人には考えが及ばないところまで配慮
-



技術者倫理に関わる知識・能力の発達

実行	倫理的な判断に基づいて行動する
判断	理解した事例に対し、(規範に基づいて)倫理的な判断を下すことができる
理解	事例を倫理的知識に照らして理解できる
知識	技術者の役割、責任、倫理規範について知っている



責任遂行を妨げる諸要素

- ▶ 自己の利害関係
 - ▶ 利益相反の問題
- ▶ 自己欺瞞
- ▶ 意志の弱さ
- ▶ 無知
- ▶ 自己中心的な思考
- ▶ 道徳的に未成熟であること
- ▶ 権威への服従
- ▶ 集団思考

文献2: 今村遼平『技術者の倫理』にもとづく



利益相反に関するNSPEの倫理規程

▶ II「実務の原則」4のa

- ▶ 技術者は、自らの判断または自らのサービスの質に影響したまたは影響すると見られる、すべての知られたまたは潜在的な利害相反を、開示しなければならない

▶ III「専門職の責務」5

- ▶ 技術者は、自らの専門職業の義務が、相反する利害関係によって影響されないようにしなければならない。
 - ▶ 技術者は、材料または設備の供給者から、その製品を指定することに対する経済的またはその他の報償を、無料の技術業の設計を含めて、受け取ってはならない
 - ▶ 技術者は、それに対し自らに責任がある仕事との関係で、自らの依頼人または雇用者と取引する請負契約者またはその他の当事者から、直接または間接に、手数料または割戻料を受け取ってはならない



不誠実な行為

- ▶ 意識的な嘘
- ▶ 意図的な欺瞞
 - ▶ 知らないことを語る、誇大・過少に評価する
- ▶ 秘密の漏洩
- ▶ 情報留保
 - ▶ 通報すべきことを留保、情報の省略
- ▶ 情報普及を推進しないこと
 - ▶ 公衆への説明責任回避
- ▶ 他人の判断が墮落するのを容認すること
- ▶ 情報の信頼性の吟味を怠ること
 - ▶ 得た情報の妄信

文献2: 今村遼平『技術者の倫理』にもとづく



倫理的な行動とは？

- ▶ “「普遍性のある倫理観」を己の中に育て、それらを技術者皆が共有していくこと”
- ▶ “専門技術者にとっての「倫理問題」というのは、日常業務のなかでいかに考え行動すべきかについての問題”
- ▶ “倫理的行動とは基本的には、「自分自身の頭で考え、自分で判断し、そして行動した結果に自己責任を持つこと」”

研究者倫理／研究倫理

研究者倫理と研究倫理

▶ 研究者倫理

- ▶ 研究者(科学者)としての社会的責任
- ▶ 専門職倫理であり, 技術者倫理と共通する部分が多い
- ▶ 科学技術の発展により, 研究者が社会に与える影響が拡大してきたため, 倫理感が問われる

▶ 研究倫理

- ▶ 研究活動(職務)の倫理
- ▶ プロの研究者(科学者)でなくても, 例えば学生が研究活動を行う場合には厳守しなくてはならない



研究倫理ネガティブリスト

- ▶ 研究費の不正使用
 - ▶ 私的流用など目的外流用
 - ▶ 著しい場合、倫理に反するというよりも法律違反（横領）の範疇
- ▶ 研究成果の報告における不正
 - ▶ 捏造（ねつぞう）
 - ▶ 存在しないデータ，研究結果等を作成すること
 - ▶ 改竄（かいざん）
 - ▶ 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ▶ 盗用
 - ▶ 他の研究者のアイデア，分析・解析方法，データ，研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
 - ▶ その他
 - ▶ 二重投稿，不適切なオーサーシップ等



発生しやすい研究不正 | 盗用

- ▶ 盗用(いわゆるパクリ)は、意外に発生しやすい
- ▶ 悪意が無くても、「引用」と「盗用・剽窃」の境目を理解せずに行ってしまう場合が多い
- ▶ 引用
 - ▶ レポートや論文などで自説を述べるための前提や根拠として他人の著作物を「引用」することは認められている(著作権法32条)
 - ▶ 適切な引用の要件は文化庁が示している
- ▶ 盗用・剽窃(あと盗作)
 - ▶ 他の人のアイデア, データ, 研究成果, 著作物などを, その人の了解を得ず, または適切に表示せず流用すること



適切な引用について(1)

▶ 著作権法32条(引用)

- ▶ 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
- ▶ 国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。
- ▶ **ただし、48条に出所の明示が規定されている**



適切な引用について(2)

- ▶ 他人の主張や資料等を「引用」する場合の条件
 1. すでに公表されている著作物であること
 2. 「公正な慣行」に合致すること(例えば, 引用を行う「必然性」があることや, 言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること。)
 3. 報道, 批評, 研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること(例えば, 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや, 引用される分量が必要最小限度の範囲内であること)
 4. 「出所の明示」が必要(複製以外はその慣行があるとき)

文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト 初めて学ぶ人のために』(平成30年度5月版), p.80

特定課題研究にあたって

- ▶ プロの研究者ではなく学生であっても、授業における発表やレポート、特定課題研究の発表、報告書の作成などにおいて研究不正（捏造，改竄，盗用）にあたる行為をしないこと
 - ▶ 引用した文書や図表には出典を明記



参考文献

1. リン・シャープ・ペイン著, 梅津光弘他訳『組織の誠実さを求めて』(慶応大学出版会)
2. 企業倫理研究グループ『日本の企業倫理』(白桃書房)
3. 杉本泰治『企業倫理』
4. 梅田徹『企業倫理をどう問うか グローバル化時代のCSR』(NHKブックス、2006年)
5. 経済同友会『第15回企業白書』(2003年)
6. 橋本務『経済倫理＝あなたは、なに主義』(講談社, 2008年) A. S. Hornby: Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English
7. 今村遼平『技術者の倫理』(鹿島出版会、2003年12月)
8. アンドレ・コント＝スポンヴィル『資本主義に徳はあるか』(紀伊国屋書店)
9. 米国NSPE倫理審査委員会編・社団法人日本技術士会訳編『化学技術者倫理の事例と考察』(丸善株式会社)
10. 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014年8月)
11. 文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト 初めて学ぶ人のために』(平成30年度5月版)

